

令和8年度

高槻市立若松小学校
いじめ防止基本方針

高槻市立若松小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づいて判断します。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア. 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじ

めの防止等の対策のための組織「学校いじめ不登校対策委員会等」を活用して行う。

- エ. 好意から行った行為が意図せず相手側の児童の心身の苦痛を感じてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織「学校いじめ不登校対策委員会等」で情報を共有する。
- オ. いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

(2) 学校教育目標とめざす子ども像

高槻市立若松小学校 教育目標

未来をつくるわかまつな子の育成

～人を大切に、ともに生きる社会へ～

校区で育てる
16の資質・能力

めざす子ども像

重点として高める資質・能力

自己管理 強い意志	役割・責任 将来設計	わくわくする子	めあてにむかって 主体的に学びに向かう力
健康・社会認識 公共の福祉	道徳的実践 社会参画	かんがえる子	多面的に判断し、 学びを深める思考力
情報リテラシー 企画・実行	主体性 課題発見	まえむきな子	「できた・わかった」まで 粘り強く建設的に進む力
チームワーク 自他尊重	コミュニケーション 働きかけ	つながる子	人とつながるぬくもりと コミュニケーション力

研究テーマ

「やってみよう」を実現するとりくみの創造

子どもの思考に沿った
教科とにじわタイムの探究的授業づくり



城南中学校区のめざす子ども像

○仲間とつながる ○地域とつながる ○夢・生き方につなぐ



(3) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

- ア. 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の

充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

イ. 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級においても起こり得ることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気づき、情報を得た場合は、他の業務に優先して、児童一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、直ちに校内の「いじめ不登校対策委員会」に報告するとともに、保護者、地域住民や学校以外の警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のための対策を行っていく。

※いじめの情報を抱え込み、「いじめ不登校対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

ウ. 教職員は、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、道徳科の時間を要とした道徳教育を通して、児童の豊かな人間性を育む。

エ. 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童一人ひとりを大切にす意識や日常的な態度が非常に重要である。そのため、教職員は、児童生徒の視点に立って問題の本質を把握し、望ましい方向に導くための技術や経験を身に付け、日々の言動が児童生徒に大きな影響を持つことを十分に認識しながら、教育活動を行う。

オ. すべての児童生徒が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

(4) いじめの「解消の定義」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2. いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの防止等のため以下の組織を設置する。

(1) 名称

若松小学校いじめ不登校対策委員会（以下「対策委員会」）

(2) 構成員

対策委員会は、基本的に、校長、教頭、首席、児童生徒支援加配、生活指導担当、各学年担任、養護教諭により構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 開催

（未然防止・早期発見）… 週1回定例会と月1回定例会

- ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ. 未然防止のための年間指導計画の策定・実施・評価
- ウ. 早期発見のための年間指導計画の策定・実施・評価
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画の策定・実施・評価
- オ. 各取組の効果検証

（事案対応）… いじめ（疑いを含む）を把握した際は、緊急開催（原則24時間以内）とする。

- ア. いじめ事案の事実調査
- イ. ケース検討会議の開催（指導・支援方針の策定、役割分担）
- ウ. 指導・支援の進捗管理

(4) いじめ不登校対策委員会の役割

① 未然防止

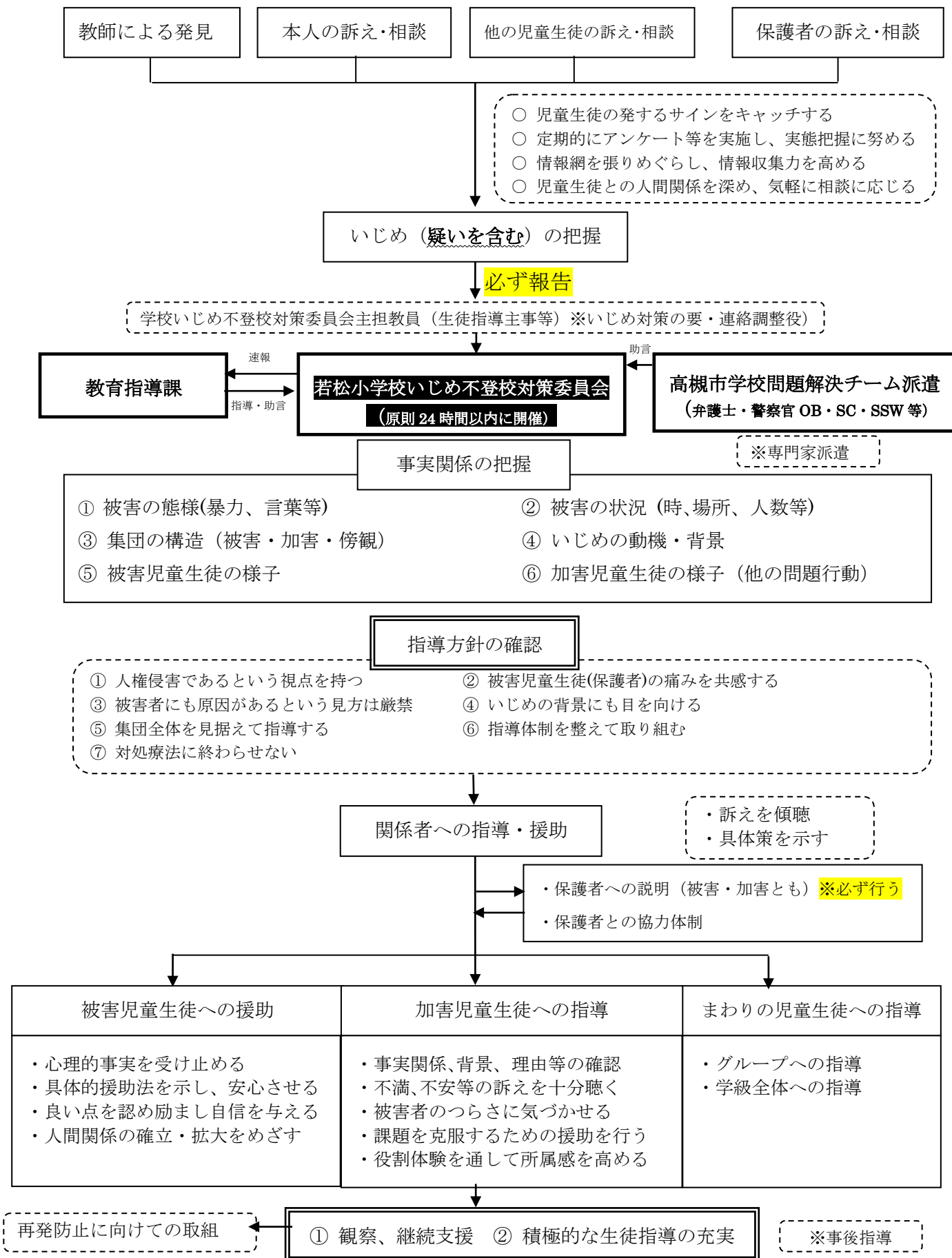
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処ため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、他の業務に優先して緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行）

学校いじめ事案対応フローチャート



3. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての児童への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- ② 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての児童の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。
- ③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、読書活動や、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ④ 学級（ホームルーム）活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が児童を他の児童によるいじめを助長したりするような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

(特に配慮を要する児童への支援)

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア. 発達障がいを含む、障がいのある児童
- イ. 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童
- ウ. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- エ. 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

<具体的な取組>

- ア. いじめ調査アンケートの実施
 - ・児童対象 学校・生活アンケート及びあんしんアンケート（年4回実施）
→P. 14～15 のシートを活用する
 - ・教育相談週間（6月、11月）
 - ・二者又は三者懇談会、学級懇談会、学年懇談会（5月、7月、12月、2月）
 - ・いじめのサイン発見シートの保護者への周知
→P. 18 のシートを活用する
- イ. いじめ相談体制
 - ・スクールカウンセラー（毎週火曜日など）
 - ・他の教育相談窓口の周知
教育センターの教育相談、はにたんの子どもいじめ110番
- ウ. 校内研修
 - ・校内いじめ対策研修（4月）
 - ・校内いじめ対策研修（7月）
- エ. その他
 - ・中学校区連携会議（不登校対策会議・生活指導対策会議）を月1回ずつ開催

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査(年3回)や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめ(疑いを含む)を把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(全ての児童生徒への指導)

- ① いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するよう伝える。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』など校内外の相談窓口を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を年2回以上実施する。

いじめ防止等に関する具体的な取り組み

	児童会	学級活動	道徳教育	総合学習など	アンケート教育相談	研修	いじめ防止等
4月					家庭訪問	校内研修 「いじめ不登校児童への対応」 学年レポート・児童の交流	いじめ不登校対策委員会
5月		学級づくり なかまの日	各学年年間計画にもとづき年間3回程度実施する。			校内研修 「いじめの防止について」	家庭訪問 学校運営協議会 いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
6月					あんしんアンケート 教育相談	集団の実態・課題・児童の交流	いじめ不登校対策委員会
7月	全校授業				個人懇談	校内研修 「いじめの防止について」	いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
8月							夏休み明け児童への取組 不登校児童への対応
9月							いじめ不登校対策委員会
10月	いじめ防止週間	なかまの日			学校・生活アンケート		いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
11月	全校授業				あんしんアンケート 教育相談		いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析 学校運営協議会
12月					個人懇談		いじめ不登校対策委員会
1月					情報教育		いじめ不登校対策委員会
2月		なかまの日				あんしんアンケート	いじめ不登校対策委員会 検証・総括 学校運営協議会 ※アンケートの分析
3月							学年レポート総括 いじめ不登校対策委員会 年度末総括

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』

- 高槻市教育センター
『電話教育相談』 072-673-0783
*12:30~16:30 月~金曜日(祝日を除く)
『面接相談』 072-668-5855
*予約の受付 10:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)

<大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』
0120-0-78310 (※平成28年4月1日より番号が変更されています。)
*24時間対応の電話相談窓口です。
*IP電話からはかかりません。

- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』
すこやかホットライン(子どもからの相談)
06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
さわやかホットライン(保護者からの相談)
06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
しなやかホットライン(教職員からの相談)
06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
*電話相談 月曜日~金曜日 9:30~17:30(祝日・年末年始は休み)
*Eメール相談 24時間受付(回答は後日になります)
*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)

- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』
0120-928-704(無料電話 18歳未満のみの対応)
06-4394-8754(保護者等)
*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。
*10:00~20:00 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)

生活アンケートの実施について

【アンケート1 安心アンケート】

- 日々の学校生活で児童が感じている思いを尋ねることで、学級や児童生徒の心情の変化に気づき、児童生徒の不安や悩みを早期に発見できる。
- 教職員の気づかない潜在的ないじめがどの程度起きているかを把握することができる。
- いじめにつながる初期事案（行為、行動）を教職員・児童生徒が具体的事例として確認することができる。
- 学校生活全般における児童生徒の状況を把握しやすいため、いじめをはじめ、不登校の早期発見にもつながる。
- 回答をもとに、教員が日々の生活を振り返り、学級の状況について分析する力が育成される。
- 学校経営、学級経営の評価資料として活用できる。

【アンケート2 学校・生活アンケート】

- 日々の学校生活全般に関わる質問内容なので、回答しやすい。
- いじめにつながる初期事案（行為、行動）を教職員・児童生徒が具体的事例として確認することができる。
- アンケートに回答することで、あらためて児童生徒がいじめについて理解したり、いじめを受けたときの対応について考えたりすることができる。
- 学校経営、学級経営の評価資料として活用できる。

【アンケート調査後の扱い方について】

- ① アンケート回収後、その日のうちに担任は職員室でアンケートの回答内容について確認し、気になる回答については付箋を貼るなどして、学年・生徒指導担当者で共有する。
- ② 付箋を貼ったアンケート用紙を、いじめ不登校対策委員会で確認し、その後の対策について検討する。

【アンケート実施のポイント】

- ・落ち着いて取り組める時間帯を工夫し実施する。
- ・実施時の雰囲気注意到意し、ふざけないで正直に答えてほしいことを伝える。
- ・必ず教員が机間を回って回収し、児童生徒が回収するのは避ける。
- ・アンケートの回答状況を教職員で情報交換し、その対策について相談し合うことが重要であり、担任一人がアンケート結果を抱え込まないよう留意する。

【小学校・児童用】アンケート

あなたの学年と性別に○をつけてください。
 学年（ 4年 ・ 5年 ・ 6年 ） 、性別（ 男子 ・ 女子 ）

（アンケートについて）
 このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活をすごすことのできるようにするためのものです。

（答えかた）
 それぞれの番号の文の内容について、あなたが「とても思う」「ならば」「4.10のらん」「そう思う」「ならば」「3.10のらん」「思わない」「ならば」「2.10のらん」「まったく思わない」「ならば」「1.10のらん」に、それぞれ○をつけてください。よく考えて、自分の思ったとおりに選みましょう。また、どうしても「わからない」ときは、どのらんにも○をつけなくてください。

No	質問内容	とても思う	そう思う	思わない	まったく思わない
	学校生活全体について	4	3	2	1
1	学校生活が楽しい。				
2	学校行事はみんなが楽しくおこなえるよう工夫してある。				
3	クラスは居心地がよく、楽しい。				
4	児童会活動は活発で、楽しい。				
5	クラブ活動は楽しい。				
	自分自身のことについて	4	3	2	1
6	友だちと遊んだり、勉強したりできている。				
7	わたしは、学校のことをおうちの人と話している。				
8	わたしは、宿題や道具を忘れずにもってきている。				
9	わたしは、ルールや約束ことを守っている。				
10	わたしは、授業に意欲的に取り組んでいる。				
	先生について	4	3	2	1
11	先生は、相談したときに話を聞いてくれる。				
12	先生は、自分が努力したことを認めてくれる。				
13	先生は、自分たちが悪いことをしたときは注意してくれる。				
14	学級の先生のほかに、いろいろ話をする事ができる先生がいる。				
15	先生は、お互いに協力し合っている。				
16	先生は、いじめなど私たちが困っていることを真剣に対応してくれている。				

	4	3	2	1	
17	授業は、わかりやすく楽しい。				
18	先生は、教え方を工夫している。				
19	授業でわからないことについて、先生に聞きやすい。(質問しやすい。)				
20	総合的な学習は、もっと調べていきたいという気持ちになる。(小1, 2年は生活科)				
21	通知表(あゆみ)のつけ方は、なっとくできる。				
	教科以外のことについて	4	3	2	1
22	学校では、事件・地震や火災などがおこった場合、どう行動したらよいかを教えてもらっている。				
23	学校では、命の大切さ、社会のルールやマナーについて学ぶ機会がある。				
24	学校では、お互いの人権を大切にすることを学ぶ機会がある。				
25	学校では、生活規律や学習規律などの基本的習慣の確立に力を入れている。				
26	学校では、自分の生き方や将来について考える機会がある。				
27	学校では、健康管理や体カづくりに取り組んでいる。				
28	学校では、いじめ防止について考える機会がある。				
29	給食を好き嫌いなく食べている。				

いじめ対応チェックシート（学校用）

（趣 旨）

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

（チェックポイント） A→できている B→概ねできている C→あまりできていない D→まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立されているか。				
(4) 「学校いじめ防止基本方針」を学校全体で共有し、見直す機会を設けているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(5) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(6) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(7) 道徳、学級（ホームルーム）活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(8) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(9) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(10) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(11) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(12) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(13) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(14) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師の児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(15) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(16) いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど学校内の専門家との連携に努めているか。				
(17) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。				
(18) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(19) いじめを発見した際に、必ず「いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応しているか。				
(20) いじめが発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等に地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(21) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。				
(22) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(23) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(24) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(25) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。				
(26) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(27) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(28) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

※いじめ問題で児童生徒の様子をいち早く把握する方法の一つとして、★児童生徒個別チェックシート（別添2）を積極的に活用する。

児童生徒個別チェックシート

1、登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どこなく元気がない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 教師と視線を合わせないようとしなない。
(教師の目を避けている。)
- 教師の問いかけに答えようとしなない。
(何かごまかそうとしている。)

2、登校時・朝の会等

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や片付けをさせられたりする。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3、給食(昼食)時

- 給食や弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 弁当の中身が食べられている。
(食べ散らかされている)
- グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4、休み時間

- トイレ等に閉じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりを通り返すなど、一人で時間を潰している。
- 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にすることが多く、一人になりたがらない。

5、その他

- 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- 編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人である。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- 徴収金等を急に滞納し始めた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- 不快な呼び名で呼ばれている。



いじめのサイン発見シート (保護者用)

多くの子どもたちが、だれでも相談できずにいる『いじめのこと』。言葉では伝えられなくても、『いじめ』があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。『いじめのサイン発見シート』使って普段の生活との違いを確認してください。 政府広報（文部科学省）参考

いじめの早期発見チェックポイント	
朝 登 校 前	<input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる
夕 下 校 後	<input type="checkbox"/> スマホやメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> 家のお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜 就 寝 前	<input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 <input type="checkbox"/> 学校や友達の話が減った。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。
夜 間 就 寝 後	<input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破られたりする。

■『いじめ』をしていませんか。

※いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人をことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこずかいでは買えない物を持っている。

■『あれ?』もしかしてと思ったら・・・

- 様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守りぬく」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「弱いからいじめられる」



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や相談窓口へ相談しましょう。